

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約内容

- (1) 私(申込人)は貴行所定の「住宅ローン規約」および各種規約が適用されることを承諾したうえで、「住宅ローン規約」に定める取引を行うものとし、私、配偶者、連帯保証人、または担保提供者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次のAからEまでのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 私は、自らまたは第三者を利用して次のAからEまで行為のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A 暴力的な要求行為
  - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
  - E その他前各号に準ずる行為
- (3) 上記(1)のAからEまでのいずれかに該当し、もしくは(2)のAからEまでのいずれかに該当する行為をし、また(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、「住宅ローン規約」に定める取引が停止され、または通知により「住宅ローン規約」に係る契約が解約されても異議を申しません。また、これにより私は貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

以上

【2020年2月9日現在】